

## 集団的自衛権の歴史

橋本ゼミ 3年 井上敦司

昨今の日本で話題になっている集団的自衛権であるが、私は集団的自衛権とはまずどのようなものがあるのかについて興味を持った。

まず、集団的自衛権とは、国連憲章第五条にて認められている国家の権利であり、全文を記すと「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない」というものである。つまり、そもそもにおいて集団的自衛権とは、国連加盟国が侵略を受けた際に、国連が解決のための措置を決定するまでの間、侵略された国を助けるための措置である。国連憲章は原則として武力の行使を禁止しているが、例外として、侵略に対して国連が制裁を加える場合と、国連が介入するまでの間に各国が独自に自衛権を行使することが容認されている。

しかし、予め言っておくと集団的自衛権の歴史は濫用の歴史である。侵略された国を助けるという建前で生まれた集団的自衛権は、大半が大国の侵略の口実に用いられたのである。何故そのような事態になってしまったのだろうか。

それには、国連憲章第五条が誕生した背景を知る必要がある。そもそも集団的自衛権は、国連加盟国が協力して迅速に紛争に対処できる場合には不要なものである。しかし、終戦直前に米ソの関係が悪化し、更に国連安保理において米ソが拒否権を持つことが決まった時、国連加盟国が協力して紛争に対処することが困難になると予想されるようになった。米ソは戦後世界を資本主義側と社会主義側に分割して、自らの勢力圏拡大のために行動することが予測されるため、米ソ双方が互いの行動に対して拒否権を行使すると、安保理が機能停止する可能性があったからである。このような事態を防ぎ、自分の勢力圏の事案に対しては、安保理に先んじて行動するための口実を米ソともに必要とした。その結果生まれたのが第五条というわけである。

国連憲章の集団安全保障の精神と、世界を分割して勢力圏争いをするという考えは本来相容れないものである。そこで、その矛盾を解消するために生まれたのが第五条というわけである。このような背景をもって生まれた集団的自衛権は、侵略された国を助けるという建前の目的を離れて、大国による自らの勢力圏の維持のために悪用されることになるのである。

ここからは、個別の集団的自衛権の行使の例を挙げていくこととする。

### 1. 1956年 ソ連のハンガリー介入

二次戦後、ソ連の勢力圏下に組み込まれたハンガリーでは、反ソ的なナジ・イムレ政権が誕生し、自由化運動が起こっていた。しかしソ連はハンガリー政府からの要請を根拠に集団的自衛権を行使してブダペストを軍事支配することで、ナジ政権を崩壊させた。しかし、ハンガリーは武力攻撃されておらず、またハンガリー政府の要請は国連にソ連からハンガリーを守ってほしいというものであった。国連総会はソ連軍の撤退を要求する決議案を採択した。

### 2. 1956年 米、英のレバノン・ヨルダン介入

1950年代後半、中東ではアラブ諸国で独立とアラブ統一の機運が高まったことで、親西側政策をとるイラク・レバノン・ヨルダンは、国民の反政府運動によって政権の危機に瀕していた。そのうちのイラクでクーデターが起き、親西側路線が排されたことで、西側政権の維持のため、米英はレバノンとヨルダンに集団的自衛権を用いて出兵したのである。米英の主張は、アラブ連合がレバノン・ヨルダン国内での反乱に介入していることを根拠にレバノン、ヨルダン政府からの要請を受けたというものであった。しかし、レバノンもヨルダンも外部からの直接の攻撃を受けたわけではなく、内部の反政府勢力の大半は自国民であることが明らかになった。そのため、国連総会はアラブ諸国同士が問題の解決に当たり、米英に撤退を促す決議案を全会一致で採択した。

### 3. 1964年 イギリスのイエメン介入

スエズ運河の入口という要衝であったことからイギリスの統治下にあったイエメンでは、独立運動が盛んになったことから、イギリス政府はイエメン政府からの支援要請を根拠としてイエメンに派兵する。しかし、この介入は武力攻撃の発生による集団的自衛権の発生ではなく、イギリスが統治する国からイギリスに対して支援を要請させるという欺瞞も存在した。そのため、国連総会ではイギリスに対する非難決議が採択され、イギリスはイエメンからの撤退を余儀なくされた。

### 4. 1966年 アメリカのベトナム侵略

アメリカは、トンキン湾事件を口実に、個別的自衛権を掲げて北ベトナムに対する攻撃を開始する。しかし、トンキン湾事件は米軍による自作自演であったことがわかってくると、アメリカはベトナム戦争をより積極的に肯定するために、北ベトナムが南ベトナムを攻撃しているため、集団的自衛権を行使するという理屈をとった。しかし、北爆以前から北ベトナムが南ベトナムを攻撃しているというアメリカの言い分に説得力はなく。国際的な批判を受けたアメリカはベトナムから撤退した。

## 5. 1968年 ソ連のチェコスロバキア紛争

1960年代後半以降、チェコスロバキアではソ連への従属から脱して民主化を求める国民運動が高まっていた。そこでソ連はチェコスロバキアに軍隊を派遣し、圧力をかけさせることで親ソ派の政権を継続させた。ソ連の出兵の口実は、チェコスロバキアの要請に基づき、ワルシャワ条約機構加盟国として集団的自衛権を行使したというものである。しかし、ワルシャワ条約の規定では、チェコスロバキアを侵略する国に対してしか集団的自衛権を行使できないはずなのだが、侵略された側であるチェコスロバキアに対して出兵している点、そもそもチェコスロバキア政府からソ連に対する介入に反対していた時点で、この介入は正当化できるものではなかった。

## 6. 1980年 ソ連のアフガニスタン介入

1979年、ソ連軍は反ソ派の政権を打倒し、アフガニスタンに親ソ政権を樹立するためにアフガニスタンに侵攻した。このとき、ソ連が口実として用いたのが、集団的自衛権および、アフガニスタン当局からの要請である。しかし、ソ連が武力攻撃の証拠として挙げたのは、外国からの武器の援助程度のことであり、また本当に武器が援助されていた場合、武器の援助をした国に対して武力行使をしなければならないはずであった。しかし、ソ連が攻撃したのは、武器の援助を受けたアフガニスタン側であった。これに対し、国連緊急特別総会は、外国軍隊のアフガニスタンからの無条件、即時撤退を求める決議案が採択される。

## 7. 1983年 アメリカのグレナダ介入

グレナダでは、1979年に革命が発生し、アメリカと距離を置く政権が誕生した。このような国づくりに対して反対するクーデターが発生すると、東カリブ海諸国機構がアメリカに対して介入を要請し、それを受けたアメリカが軍隊を派遣し、親米政権を樹立した。しかし、そもそもグレナダに武力攻撃など加えられておらずアメリカの介入の根拠となるような要素は存在しなかったのである。この時、国連総会ではアメリカの武力介入を糾弾する決議案が採択された。

## 8. 1984年 アメリカのニカラグア介入

アメリカは、ニカラグアの革命の波及によって、エルサルバドルの親米政権に対して反政府勢力が拡大したため、ニカラグアがエルサルバドルの反政府勢力を支援しているとしてニカラグアへの武力行使に踏み切った。これに対し、安保理の大半はアメリカの武力行使を国際法違反とする決議案に賛成したが、アメリカの拒否権によってこれが葬られたため、ニカラグアは国際司法裁判所にこの事件を付託した。審理の結果、アメリカの武力行使の違法性が認定された。

## 9、1986年 フランスのチャド介入

チャドでは、親仏の南部の政権と、リビアに支援された北部のイスラム武装勢力の内戦に陥っていた。これに対し、フランスは南部の要請を受けて北部を爆撃する。確かにこのケースでは、リビアの大規模な介入があったが、内戦状態のチャドにおいて、正当な政権がどちらかは判然とせず、実情は内戦への介入でしかなかった。

以上が冷戦期の集団的自衛権を行使した結果発生した戦争であるが、大国が、大国に批判的な政権を打倒し、大国に近い政権を樹立するために起きたものばかりである。しかし、安倍政権の、同盟国を助けるという意味合いの集団的自衛権はこの系譜である。

冷戦が集結すると、米ソの対立の解消とともに、戦争の潮流が国家同士の戦争から、民族紛争に移り変わっていく。このような状況においては、安保理の大国の利害の衝突が起こりにくいので、国連としての戦争が容易になっていった。その結果 1990年代においては国連が紛争解決のための行動を取るため、国家としての集団的自衛権の行使が必要でなくなるのである。

90年代の代表的な戦争は湾岸戦争であるが、湾岸戦争でも集団的自衛権の行使は容認されたが、この時集団的自衛権の行使が容認されたのは、すべての国連加盟国である。こうして、各国は集団的自衛権を行使してクウェートを救援することが可能になったが、実際は集団的自衛権を行使せずとも、国連の多国籍軍として紛争の解決に当たることができた。90年代の潮流は、国家による集団的自衛権に頼らず、安保理で一致して国連として戦争に対処するというものであった。

しかし、その流れに逆行するようにして行われたのが、アメリカのアフガン戦争である。9.11のテロに対し、国連はテロの実行犯に対して法の裁きを受けさせることを明言する。しかし、アメリカは国連による解決の道をとらず、個別的自衛権をもってタリバン政権を打倒する戦争を開始しつつ、NATOに集団的自衛権をもってこの戦争に追従させた。しかしその結果は、戦争の集結の見通しが立たずに泥沼化すると共に、イスラム諸国のアメリカへの不信感を募らせる結果となった。安倍政権が集団的自衛権を行使してアメリカに追従しようとするのであれば、このように泥沼の戦争に巻き込まれるリスクがあると言わざるを得ない。

集団的自衛権の行使に関しては、まず、その正当性を検証しなければならない。しかしながら、これまで見てきたように、集団的自衛権の行使例は、正当性は疑わしい事例ばかりである。更に、日本が集団的自衛権を行使する場合は、アメリカから要請を受けた場合というケースが主に想定されているが、日本がその判断をするにあたっては、判断のための情報を現状アメリカから仕入れなければならないため、アメリカの判断に対して盲目的に追従する危険性を疑わなければならない。

また、その問題が軍事力で解決できる問題かどうか、また日本が介入することで解決できる問題かどうかを検証する必要がある。例えば、国家間の侵略戦争であれば、軍事力

によって解決できる可能性はあるだろう。しかし、テロを軍事力で解決することは不可能である。

このような歴史的事実を踏まえて考えると、日本の集団的自衛権行使に対しては批判的にならざるを得ない。集団的自衛権は、大国の侵略を事実上容認し、また世界を不安定なものに変えてきたという実績がある。(4639字)